

船橋市保健所コホート検討会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市地域DOTS実施要綱（平成16年8月20日船保予第146号。以下「実施要綱」という。）第7条の規定に基づき、船橋市保健所コホート検討会（以下「コホート検討会」という。）を設置し、要綱の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 コホート検討会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 治癒成績の評価
- (2) 患者支援状況の評価
- (3) 治療失敗、治療中断、死亡例の検討
- (4) 再治療患者の検証
- (5) 地域の結核医療及び結核対策全般に関する課題の検討
- (6) その他

(構成員)

第3条 コホート検討会は保健所長、次長、健康危機対策課長、健康危機対策課結核担当者をもって構成する。

2 コホート検討会は必要に応じて関係者の参加を得ることができる。

(会議の開催日)

第4条 コホート検討会は、原則として年2回、概ね7月、1月を開催時期とし、保健所長が必要と認めるときは、適時コホート検討会を開催することができる。

(評価)

第5条 評価は登録から概ね1年後に行い、対象者は保健所に登録されたDOTS対象者全員とする。

2 評価の数値目標は、次の各号のとおりとする。

- (1) 人口10万人対結核り患率を10以下
- (2) 肺結核患者のうち再治療を受けている者の割合を7パーセント以下
- (3) 全結核患者に対するDOTS実施率を95パーセント以上
- (4) 治療失敗・脱落率を5パーセント以下
- (5) 潜在性結核感染症治療開始者のうち治療完了した者の割合を85パーセント以上

(庶務)

第6条 コホート検討会の庶務は健康危機対策課結核感染症係が担当する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。